



許可番号第 6620204245 号

産業廃棄物処分業許可証

住 所 大阪府大阪市西淀川区大和田一丁目2番7号

氏 名 **小倉商事株式会社**

代表取締役 小倉 清和

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

大阪市長 横山 英幸



許可の年月日 令和 6年 7月 1日

許可の有効年月日 令和10年12月26日

1. 事業の範囲

事業の区分：中間処理

処分の方法：破碎・切断

産業廃棄物の種類：

- | | | |
|-------------|---------|----------|
| 1. 廃プラスチック類 | 4. 繊維くず | 7. ガラスくず |
| 2. 紙くず | 5. ゴムくず | 8. がれき類 |
| 3. 木くず | 6. 金属くず | |

以上 8 種類

処分の方法：切断

処分の方法：解体

産業廃棄物の種類：

産業廃棄物の種類：

- | | |
|-------------------------|---------------------|
| 1. 廃プラスチック類（廃電線及び配管に限る） | 1. 廃プラスチック類（廃電線に限る） |
| 2. 金属くず（廃電線及び配管に限る） | 2. 金属くず（廃電線に限る） |

以上 2 種類

以上 2 種類

全ての産業廃棄物の種類について、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く

2. 事業の用に供するすべての施設

(1) 施設の種類：①破碎・切断施設 ②切断施設 ③解体施設

(2) 設置場所：①②③大阪市西淀川区中島2丁目8番4号

(3) 設置年月日：①②③平成30年10月1日

(4) 処理能力：①6.4m³/日 ②5.6t/日 ③13.7t/日

3. 許可の条件

事業の範囲の変更や事業の用に供するすべての施設及びその設置場所並びに主要な設備の構造又は規模を変更する場合は事前に大阪市長の承認を得ること。

4. 許可の更新又は変更の状況

平成30年12月27日 当初許可

令和 6年 7月 1日 許可更新

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

無